

## はじめに

八王子市教育委員会では、市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標に沿って、平成 22 年 2 月、八王子市の教育振興基本計画として「ゆめおり教育プラン」を策定しました。

その中の 11 ある重点施策のひとつとして「特別支援教育の充実」を掲げており、一人一人の教育ニーズを把握した、適切な教育の推進を目指すものとしています。

一方、国では、平成 19 年 4 月に学校教育法の一部を改正し、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を行いました。また、「障がい者制度改革推進会議」の意見を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、\*「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が出されたところです。

こうした状況の中、市教育委員会では平成 18 年 10 月に策定した「特別支援教育推進計画」の 5 年間に及ぶ成果と課題を踏まえ、このたび「八王子市第二次特別支援教育推進計画」を策定しました。

特別支援教育を推進していくことは、まさに子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことそのものであり、この観点から教育を進めていくことで、障害のある児童・生徒にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童・生徒にも、更にはすべての児童・生徒にとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えます。

しかしながら、特別支援教育は、教育行政や学校関係者の取組みと努力だけで結実するものではありません。児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するためにも、今後とも保護者をはじめとする市民の皆さんと協働して取組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いします。

平成 25 年 4 月

八王子市教育委員会

※文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(H24. 7. 23)

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 第二次計画策定の経緯と目的	2
(1) 経緯	2
(2) 目的	3
2 計画の基本的な考え方	4
(1) 計画の基本方針	4
(2) 計画の基本目標 ～計画を支える3つの柱	6

## 第2章 第一次計画を振り返って

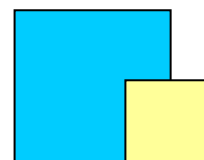
(・ 第一次計画を振り返って	11)
----------------	-----

## 第3章 具体的な計画と推進

1 計画の体系	20
2 施策と具体的な取組み	24
基本目標1 特別支援教育を充実させる人材の育成	24
基本目標2 誰もが楽しく学べる環境の整備	28
基本目標3 子どもが安心して教育を受けられる 連携体制の構築	31

## 第4章 用語解説・データ集等

1 用語解説・データ集	39
2 特別支援教育に関する国の考え方	50
3 計画策定委員会	59
4 計画策定までの経過	62



第 1 章

---

## 計画策定にあたって

# 1 第二次計画策定の経緯と目的

---

## (1) 経緯

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年に、文部科学省「特別支援教育の推進について」（通知 H19.4.1）と学校教育法の改正（H19.6.27改正）により、国の「特別支援教育」の理念が示されました。

また、東京都教育委員会は特別支援教育推進の長期計画として、平成16年度から28年度までの『東京都特別支援教育推進計画』を定めました（\*当初は平成25年度までであったのを、28年度まで延長しました）。現在は、その中の「第三次実施計画」の実施時期にあたっており、「すべての学校で実施する特別支援教育の推進」、「つながりを大切にした特別支援教育の推進」、「自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進」を基本的な考え方としています。

八王子市教育委員会（以下「市教育委員会」と言う）では、平成18年10月に『八王子市特別支援教育推進計画』（以下「第一次計画」と言う）を策定し、次世代を担うすべての子どもたちが、将来に渡って能力を発揮できる安定的で持続可能な体制を目指し、本市の特別支援教育体制の整備を進めてきました。第一次計画策定後5年が経過し、その間に、特別支援学級のニーズの増加、通常の学級で特別な支援を必要とする子どもへの対応の複雑化、障害に関する法律の改正や条例の制定など、子どもや学校を取り巻く社会状況が大きく変化しています。

そこで、これらの現状を適切に捉え、本市における支援体制をさらに整備・充実していくために第二次計画を策定しました。ここでは、第一次計画5年間の取組みを振り返り、その成果と課題を明確にしなが、今後3年間の具体的な取組みを示しました。

## ○『八王子市特別支援教育推進計画』

本市では、平成15年の「八王子市特別支援教育移行計画」に基づき、ノーマライゼーションの一層の推進と具現化を目指して、特別支援教育体制を段階的に整備してきました。そしてその後の研究・検証・評価を踏まえ、同18年10月『八王子市特別支援教育推進計画』を策定しました。LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への学校の理解と認識及び指導力を高め、学校を中心とした関係機関の協働体制の整備を計画的に推進していくことで、次世代を担うすべての子どもたちが将来に渡って自己の能力を十分発揮できる安定的で持続可能な体制を整備し、特別支援教育の目指す理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることを目指してきました。

計画期間を通じて本市では、「特別支援センター」の設置による巡回相談の実施や保・幼・小の連携、学校における支援体制の整備、学校サポーターの配置、特別支援学級の整備等を行ってきました。

## (2) 目的

前計画を踏まえて、次の3つを本計画の目的とします。

- 1 学校における、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への理解と認識及び指導力を高め、また、関係機関との連携を計画的に進めること。
- 2 次世代を担うすべての子どもたちが将来の自立に向けて自己の能力を十分発揮できる、安定的で持続可能な環境を整備すること。
- 3 特別支援教育の理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることを目指すこと。

## 2 計画の基本的な考え方

---

### (1) 計画の基本方針

#### 1 3年間の具体的な取組みを示します

平成 25 年度から 27 年度までに行うべき、特別支援教育に関する施策と目標、そのための具体的な取組みを示します。

#### 2 教育委員会が行うこと・学校が行うこと・地域や市民として行うことを明確に示します

すべての学校において特別支援教育が実施される体制の充実に向けて、市教育委員会、学校が何をすべきかを計画に明確に位置づけます。また、持続可能な支援に向け、地域における関係機関との連携や、市民と協働することについても明確に示します。

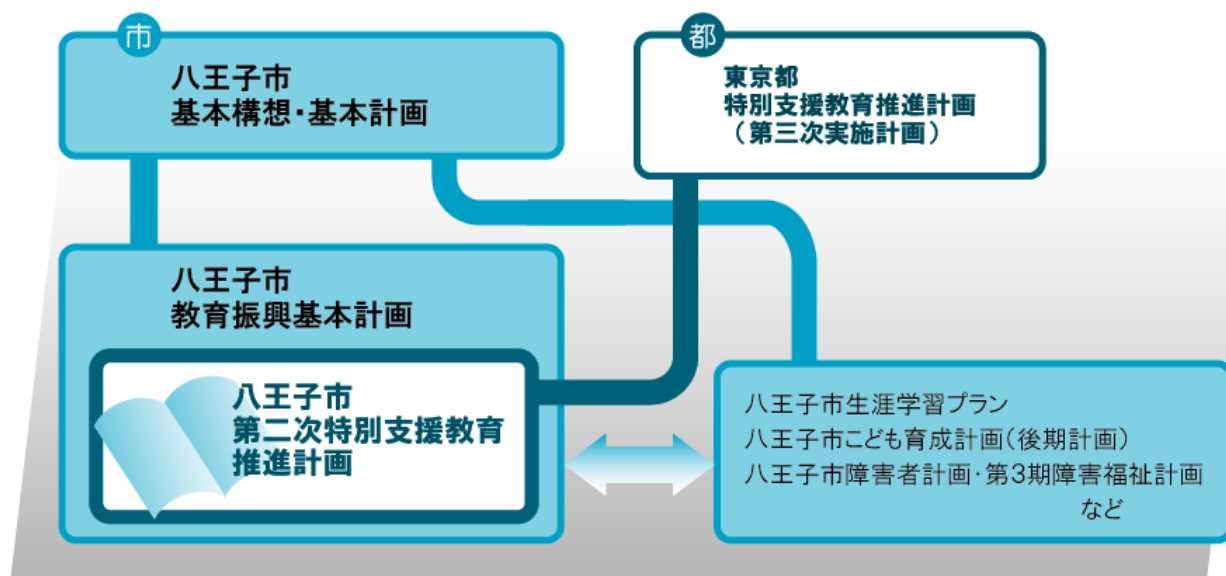
#### 3 今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性を持った計画にします

特別支援教育は、対象となる児童・生徒数の変化や市民ニーズだけでなく、福祉関係や医療関係も含めた社会状況の変化や法改正等の影響を受けることが多いため、その動向に注意しながら適宜必要な見直しを図れる柔軟性を持たせます。

#### 4 市による他の計画との整合を図ります

市教育委員会の『八王子市教育振興基本計画（ゆめおり教育プラン）』（H22）、次世代育成支援対策推進法に基づくこども家庭部の『八王子市こども育成計画（八王子市次世代育成支援行動計画）後期計画』（H22）、健康福祉部の『八王子市障害者計画・第3期障害福祉計画（社会参加支援プランはちおうじ）』（H24）等、関連する計画との整合・連携を図ります。

## 計画の位置づけ



## 《子どものライフステージと市の諸計画との関連性(イメージ)》



## (2) 計画の基本目標 ～計画を支える3つの柱

### **1. 特別支援教育を充実させる人材の育成**

### **2. 誰もが楽しく学べる環境の整備**

### **3. 子どもが安心して教育を受けられる連携体制の構築**

#### 《基本目標 1》 特別支援教育を充実させる人材の育成

子どもたちを、学校教育の分野において最も身近で支えるのは、担任である教員とその学校です。通常の学級で増え続ける支援を必要とする児童・生徒や、通級指導学級・固定学級等の特別支援学級の児童・生徒への適切な指導や学習の機会が得られるよう、教職員や学校に関わる人材の育成に努めるとともに、指導体制を充実させます。

#### 《基本目標 2》 誰もが楽しく学べる環境の整備

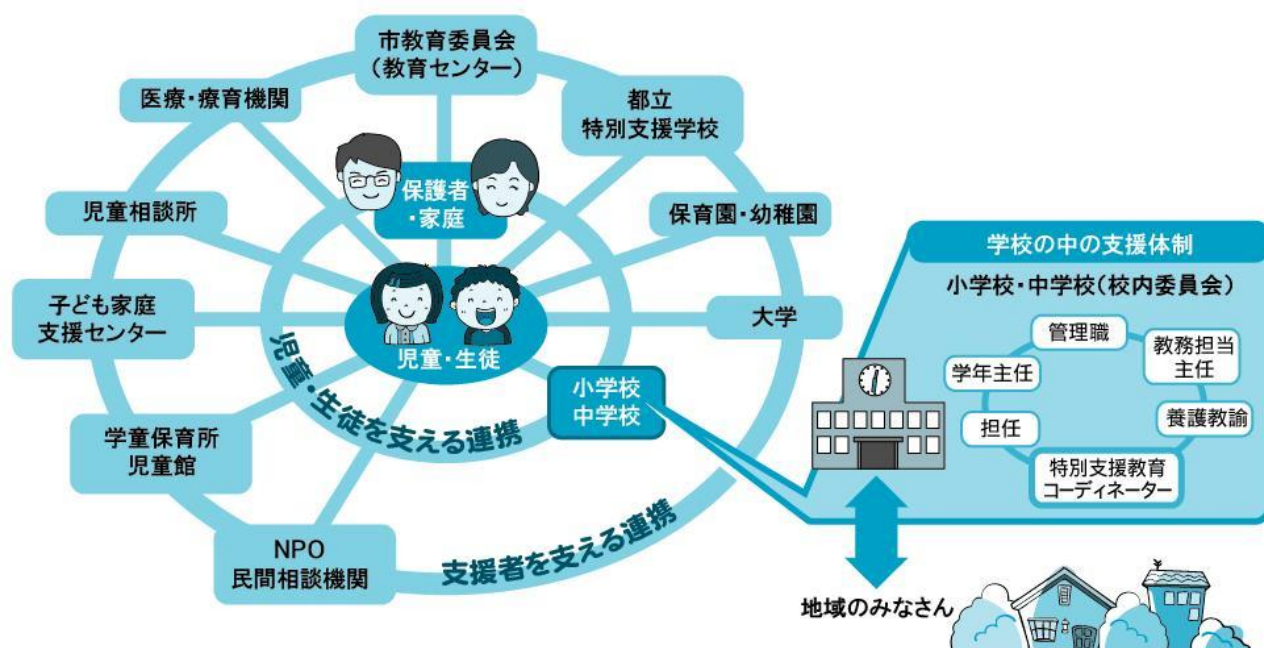
「特別支援学級を選択しても、できるだけ近くの学校へ通わせたい」という保護者の願いは、ますます高まっています。また、通級指導学級を希望する児童・生徒の数は年々増加しています。学級の計画的な設置や、東京都の第三次計画にある特別支援教室事業、バリアフリー化も視野に入れた「学ぶ環境」の整備を行います。

#### 《基本目標 3》 子どもが安心して教育を受けられる連携体制の構築

子どもは、地域で生まれ地域で育ち、やがて自立していきます。そんな子どもたちを学校や保護者とともに支えるのは、保育園や幼稚園、病院、子ども家庭支援センター、そしてその地域に住む市民の皆さんです。関係機関と連携して、幼児期から学校卒業後の就労期までのライフステージを見据えた支援を考え、また市民の皆さんに特別支援教育を理解していただきながら、地域全体で子どもたちを支えます。



図「特別支援教育を支えるネットワーク」



＜図の解説＞

○小学校・中学校

特別な支援を必要とする児童・生徒について、「特別支援教育コーディネーター」を中心とした校内体制づくりを行います。

- ①実態把握・判断…「校内委員会」を開き、特別な支援を必要とする児童・生徒の情報交換を行います。「実態把握カード」等を活用し、保護者も含めた関係者で実態を把握して全体で情報を共有します。
- ②個別の教育支援計画・個別指導計画の作成…実態把握に基づいて、学習面・生活面・対人関係等の社会面においてどのような支援をするか、一人ひとりに合わせた指導計画を立てます。また、「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関との連携についても示しながら一貫した支援を行います。
- ③評価…校内委員会で定期的に支援の結果を評価し、常に児童・生徒の実態に合わせて個別指導計画の見直しと修正をします。

○保護者・家庭

乳幼児期の様子や家庭での様子、医療・療育機関での診断について、学校と情報を共有し、共通理解のもとに支援していくことが大切です。

○教育委員会・教育センター

校内委員会を通じて心理士による巡回相談を行います。また、保護者への直接的な支援として就学相談を行います。

○都立特別支援学校

特別支援学校の専門性を活かした相談や研修、特別支援学級への巡回相談を行います。また、市と協働して副籍や理解啓発事業を行います。

○保育園・幼稚園

幼稚園や保育園等(就学前機関)からの情報は大変貴重です。保護者や医療機関とも協力して早い時期から適切な支援を行うことで、就学時健診や就学相談だけでなく、就学後の療育機関や保護者との関係づくりなど、児童・生徒への効果的な支援につながります。

○大学

市と連携し、大学の持つ高い専門性を活かした教員の研修や地域での人材育成を行います。

○医療・療育機関

就学時や転学時等、医療的・専門的な判断が必要な場合の連携を図るほか、市と協力して教員の知識向上のための研修も行います。

○児童福祉の関係機関

児童相談所や子ども家庭支援センター・学童保育所・児童館は、福祉的な支援や援助を必要とする児童・生徒に対し学校と連携した支援を行います。

○NPO・民間相談機関

市と協力して、民間の力を活用した幅広い支援を行います。

○地域の協力

学校サポーターやボランティアとして各校への支援活動を充実させます。

